

信州・気候変動適応プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1 「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」に基づき、地球温暖化による気候変動の被害を抑え、安全な社会を目指す適応策を推進するため、「信州・気候変動適応プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）を設置する。

(取組)

第2 プラットフォームは、次の取組を行う。

- (1) 適応策を推進するための情報共有
- (2) 適応策を推進するための検討
- (3) その他、第1の目的の達成に向けた取組

(参画機関)

第3 プラットフォームの参画機関は、別表のとおりとする。

- 2 第1の目的に賛同する機関は、随時、プラットフォームに参画することができる。

(会長)

第4 プラットフォームに会長を置く。

- 2 会長は、長野県環境部長をもって充てる。
- 3 会長は、プラットフォームを総括する。

(会議)

第5 プラットフォームの適切な運営を図るため、会長は、必要に応じて会議を招集する。

(部会)

第6 プラットフォームは、分野別の部会を設置する。

- 2 分野別の部会は、別に定める「信州・気候変動適応プラットフォーム分野別部会設置要綱」により設置する。

(事務局)

第7 プラットフォームの事務局は、長野県環境部環境エネルギー課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会議に諮った上で定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。